

【事案Ⅵ－２】後遺障害共済金請求

・2021年5月12日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は、被申立人に対し、2002年9月28日発生の交通事故を原因とした後遺障害（外傷性脳損傷、高次脳機能障害、脳幹障害）について2020年8月27日に後遺障害共済金の請求をおこなったが、現在の症状と本件事故との因果関係が不明であることを理由に支払対象外と判断したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、申立人に対して後遺障害共済金420万円（頭部外傷後遺症、高次脳機能障害5等級）を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 一次審査において対象外となった理由の3項目について反論を記載した「異議申し立て（再審査）依頼についてのお願ひ」を提出したにもかかわらず、中3～4日を置いてすぐ「支払できない」と回答してきた。支払担当部門の担当者からも「初めてのケース」と言われていたものを、ほんの数日で18年もかかった障害の調査はできないと判断せざるを得ない。私の障害が正しく診断されている証拠を示すための裏付けとして提出したものである。丁寧な分析をお願いしたい。一次審査の内容が本当に正しいのかを調査することが再審査であると判断する。
- (2) 本件事故以後にけがをしたり、転んだり、再度交通事故に遭っていない。後遺障害に関し、日本の医療事情に合わせて通院・治療・検査・確定・再確定に至るまで長い年月を要することになったものであり、交通事故障害共済金の支払要件①共済期間中に発生した交通事故であること、②共済期間中に身体障害の状態になったこと、③①の交通事故を直接の原因とした障害であることの3つの要件は満たしている。
- (3) 治療の経過について2013年に4回被申立人側へ連絡を入れている。申立人の過失により請求を怠ったのではない。一次審査部門では、「消滅時効」については触れられず正式に後遺障害請求を受け付けた。正式に受け付けたものを途中から否定するのは被申立人の組織内の問題であり申立人に過失があるとは言えない。共済期間内に症状は固定しており、共済金請求権も消滅していない。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 交通災害後遺障害金の支払要件に該当しないこと

受傷日 2002 年 9 月 28 日の時点で、申立人と被申立人の間に締結されていた共済契約では、同共済契約の約款・事業規約に本件共済金の支払要件を「被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（共済契約を更新した場合には、更新直後の 1 共済期間を含む。）中に身体障害の状態になった場合」の旨を、併せて「身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいう。」と規定している。

提出された後遺障害診断書では、申立人（被共済者）が身体障害の状態となった日（症状固定日）は 2012 年 8 月 21 日とされ、被申立人との間に締結されていた共済契約は 2007 年 6 月 30 日に終了しているため共済期間中に身体障害となっていないため支払要件に該当しない。また、記載の通院開始日が 2011 年 4 月 26 日であるにも関わらず受傷日を 2002 年 9 月 28 日としている医学的根拠が明らかでなく、症状固定との判断にいたる経過も明らかでないため、申立人の障害状態と 2002 年 9 月 28 日事故との因果関係について立証されているとは認められない。

(2) 時効により支払義務を免れていること

申立人との共済契約の解約日（2007 年 6 月 30 日）時点での約款・事業規約（2005 年 10 月版）には時効の規定があり「この会は、共済金受取人が共済事故の発生を知ったときから共済金の請求手続を 2 年間怠った場合には、共済金を支払う義務を免れる。」旨を規定している。

後遺障害診断書は 2012 年 9 月 4 日に作成されており、裁定申立書によれば診断書作成日以降の 2013 年 10 月 21 日に被申立人に電話連絡していたというから、遅くともその時点で後遺障害共済金が請求できることを認識していたことになる。

なお、被申立人に電話連絡しておけば時効が中断または停止されるものでもなく、被申立人が申立人から共済金請求書を受領したのは 2020 年 8 月 14 日であり 2013 年 10 月 21 日から 6 年以上経過しているから約款・事業規約に定める 2 年間はすでに経過している。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第 16 条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。